

第21回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和4年5月27日（金） 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 12名

1番 嗟 峨 弘 巳

2番 押 切 秀 志

3番 橋 場 和 幸

4番 篠 原 弘

5番 百 々 栄 二

6番 山 下 康 紀

7番 谷 口 正 明

8番 宮 崎 義 幸

9番 新 井 功 仁 恵

10番 妹 尾 伸 二

11番 阿 部 栄 子

12番 白 川 英 之

4 出席職員 2名

農政係長 村 田 直 樹

農地係 長 島 宇 哉

5 議 事

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 1 | | 総会成立報告 |
| 日程第 2 | | 開会 |
| 日程第 3 | | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 4 | | 会期の決定 |
| 日程第 5 | | 会務報告 |
| 日程第 6 | 報告第 1 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請に伴う指令書の交付
について |
| 日程第 7 | 報告第 2 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請に伴う指令書の交付
について |
| 日程第 8 | 報告第 3 号 | 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による
農用地利用関係調整報告について |
| 日程第 9 | 議案第 1 号 | 土地の現況証明願について |
| 日程第 10 | 議案第 2 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 11 | 議案第 3 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請について |
| 日程第 12 | 議案第 4 号 | 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認
について |
| 日程第 13 | 議案第 5 号 | 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について |
| 日程第 14 | 議案第 6 号 | 農用地利用集積計画作成要請について |
| 日程第 15 | 議案第 7 号 | 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価
について |
| 日程第 16 | 議案第 8 号 | 令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について |
| 日程第 17 | | 次回総会日程（予定）について |

農政係長

第21回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ12名であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議長

おはようございます。

今月に入り天候も安定し、作物の生育も順調に進んでおり、このまま収穫時期まで続くことを願うばかりです。今月は現地の調査等に参加して頂きまして有難うございました。7月以降配合飼料の値上げ、来年からは飼料費の大幅な値上げ供給不足等が予想される中、良質な飼料を生産しなくてはならないと考えております。

また、農業委員会の活動の在り方も色々と変化する方向で動いてきております。後ほど皆様方に相談させて頂きたいと思っております。

本日は報告3件、議案8件を提案させていただいております。慎重審議をお願いして開会の挨拶とさせていただきます。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、3番橋場委員、4番篠原委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

農政係長

(会務報告あるも省略)

議長

事務局より報告が終わりました。

ただ今の会務報告を含め本日の議案関係以外で質問等があればこれを受けます。

各委員

(なしの声)

議長

ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 報告第1号 農地法第4条の規定による許可申請に伴う指令書の交付についてを議題とします。

提案の理由を事務局より説明させます。

農政係長

報告第1号 農地法第4条の規定による許可申請に伴う指令書の交付について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第4条第3項の規定では、「農業委員会は転用許可に係る申請書の提出があったときは、農林水産省令で定める期間内に、当該申請書に意見を付して、都道府県知事に送付しなければならない。」とされており、同条第4項では、「前項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聴くこと」とされております。

本案は、〇月〇〇日開催の第〇〇回総会、〇月〇〇日開催の第〇〇回総会において審議がなされました農地転用許可申請2件に対する許可指令書の交付でございますが、整理番号1は、西円朱別西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇が、農業用施設（成牛舎、原料槽、貯留槽、堆肥舎）の建設に伴い北海道知事に農地転用の許可申請を行っていたものですが、〇月〇〇日付け釧農務第〇〇〇-〇号指令により許可決定の通知をいただき、〇月〇〇日に農業委員会より指令書の交付を行っております。

次に整理番号2は茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇が、農業用施設（バンカーサイロ）の建設に伴い北海道知事に農地転用の許可申請を行っていたものですが、〇月〇日付け釧農務第〇〇〇-〇号指令により許可決定の通知をいただき、〇月〇〇日に農業委員会より指令書の交付を行っております。

以上、ご報告申し上げますのでご承認くださるようよろしくお願いいたします。

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、報告第1号の質疑を行います。
整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員

（質疑なしの声）

議長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

（質疑なしの声）

議長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各委員

（異議なしの声）

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第7 報告第2号 農地法第5条の規定による許可申請に伴う指令書の交

付についてを議題とします。

提案の理由を事務局より説明させます。

農 政 係 長

報告第2号 農地法第5条の規定による許可申請に伴う指令書の交付について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第5条第3項の規定では、「農業委員会は転用許可に係る申請書の提出があったときは、農林水産省令で定める期間内に、当該申請書に意見を付して、都道府県知事に送付しなければならない。」とされており、許可権者である知事から許可指令書の交付があった場合には、農業委員会を經由して申請者本人へ送付することとなっております。

本案は、令和〇年〇月〇〇日開催の第〇〇回総会において審議がなされました農地転用許可申請1件に対する許可指令書の交付でございますが、

整理番号1の貸主は、円朱別西〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏、借主は、円朱別西〇線〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇で、農業用施設（牛舎、堆肥盤、バンカーサイロ、スラリーストア、堆肥舎）の建設に伴い、北海道知事に農地転用の許可申請を行っていたものですが、令和〇年〇月〇〇日付け釧農務第〇〇〇-〇号指令により許可決定の通知をいただき、令和〇年〇月〇〇日に農業委員会より指令書の交付を行っております。

以上のとおり、御報告申し上げますので、御承認くださるよう、よろしく願いいたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、報告第2号の質疑を行います。本案については、〇〇〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇〇〇退席)

これから、報告第2号の質疑を行います。

整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

(〇〇〇〇入室)

日程第8 報告第3号 農業経営基盤強化促進事業(利用権設定等促進事業)による農用地利用関係調整報告についてを議題とします。

提案の理由を事務局より説明させます。

農政係長

報告第3号 農業経営基盤強化促進事業(利用権設定等促進事業)による農用地利用関係調整報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から、利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨等の申出があった場合には、それらの申出の内容を勘案して認定農業者又は認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされており、

本案につきましては、利用権設定等促進事業によるあっせんの申出に伴う3件の調整報告であります。整理番号1は、姉別基線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏より令和〇年〇月〇〇日付けで所有権移転によるあっせんの申出があったものでございますが、〇〇氏の営農中止後は、新規参入者による就農を予定している旨、〇〇〇〇〇〇〇〇より申出があり、調整を進めてまいりました。

現地調査につきましては、〇月〇〇日に農地部会5名の委員により実施し、土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定した結果、〇〇〇〇〇万〇〇〇〇〇円となりましたが、価格の算定方法、算定額の説明を行い、関係者からの了承を得ることができました。土地の詳細につきましては、議案書6ページ、7ページ及び議案関係資料1ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思ます。

次に整理番号2は、茶内栄〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇より令和〇年〇月〇〇日付けで賃貸借によるあっせんの申し出があったものでございますが、〇月〇〇日開催の利用調整会議の結果、〇〇〇〇氏が農地を賃貸借することで調整が整いました。申出地については、令和元年に土地の評価を行っており、年数の経過が浅いことから、前回と同様の賃貸借価格〇万〇〇〇〇〇〇円と設定し、関係者からの了承を得ることができました。土地の詳細につきましては、議案書8ページ、9ページ及び議案関係資料2ページに記載しておりますので、ご確認いただきたいと思ます。

次に整理番号3は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇氏より令和〇年〇月〇〇日付けで賃貸借によるあっせんの申し出があったものでございますが、〇月〇〇日開催の農地部会の結果、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏が農地を賃貸借することで調整が整いました。現地調査につきましては、〇月〇〇日に白川会長、農地部会5名の委員により実施し、土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定した結果、〇〇万〇〇〇〇〇〇円となりましたが、価格の算定方法、算定額の説明を行い、関係者からの了承を得ることができました。土地の詳細につきましては、議案書10ページ、11ページ及び議案関係資料3ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思ます。

以上、調整委員の報告に基づき御報告申し上げるものでございますので、よろしく御承認くださるようお願いいたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、報告第3号の質疑を行います。本案については、整理番号1と2で〇〇〇〇委員が、整理番号3で私が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、先に整理番号1と2の審議を行い、その後、整理番号3の審議を行いたいと思います。

まず、整理番号1と2の質疑を行います。〇〇〇〇委員につきましては、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇〇〇退席)

それでは、これから、整理番号1と2について、質疑を行います。

まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。

整理番号1は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり承認されました。

次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり承認されました。

(〇〇〇〇入室)

次に、整理番号3の質疑に入りますので、私は、ここで退席いたします。
退席後の議事進行につきましては、嵯峨職務代理が取り進めますので、よろしく
お願いいたします。

(会長退席)

職務代理 それでは、引き続き、会議を行います。
これから、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

職務代理 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号3を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

職務代理 異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案のとおり承認されました。

(会長入室)

議長 日程第9 議案第1号 土地の現況証明願についてを議題とします。
提案の理由を事務局より説明させます。

農政係長 議案第1号 土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し
上げます。

北海道農地法関係事務処理要領第8の4の(4)の規定では、「農業委員会は、
土地の現況証明願を受理したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断する
ものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされております。

本案は、5件の現況証明願でございますが、浜農委4-5号の願い出人は、姉別
基線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は姉別基線〇〇〇番、ほか〇〇筆、面積〇
〇万〇〇〇〇〇m²で、登記地目の変更後の売却を目的とした現況地目の確認でござ
います。現地調査につきましては、農地部会5名、事務局2名で〇月〇〇日に実施
し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、農地・採草放牧地以外である
との御判断をいただいております。

次に、浜農委4-6号の願い出人は、琵琶瀬〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、願い出地は琵琶瀬〇〇〇番、〇筆、面積〇〇〇〇〇m²で、
登記地目の変更後の売却を目的とした現況地目の確認でございます。現地調査につ
きましては、嵯峨委員、新井委員、妹尾委員により〇月〇〇日に実施し確認をして
おりますが、調査の結果、願い出地は、農地・採草放牧地以外であるとの御判断を
いただいております。

次に、浜農委4-7号の願い出人は、茶内西〇線〇〇〇番地〇、〇〇〇〇氏、願い出地は茶内西〇線〇〇〇番〇ほか、〇筆、面積〇〇〇〇〇㎡で、登記地目の変更を目的とした現況地目の確認でございます。現地調査につきましては、嵯峨委員、新井委員、妹尾委員により〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

次に、浜農委4-8号の願い出人は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は茶内西〇線〇〇〇番〇、ほか〇筆、面積〇〇〇〇㎡で、登記地目変更後の売却を目的とした現況地目の確認でございます。現地調査につきましては、篠原委員、百々委員、谷口委員により〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

次に、浜農委4-9号の願い出人は、恵茶人〇〇〇番地、〇〇〇一氏、願い出地は、恵茶人〇〇〇番、面積〇〇〇〇〇㎡で、登記地目の変更を目的とした現況地目の確認でございます。現地調査につきましては、押切委員、山下委員、阿部委員により〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、長島主事より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

長 島 主 事

(説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。
調査委員の方々、何かありませんか。

各 委 員

(なしの声)

議 長

特にないようなので、これから、議案第1号の質疑を行います。
まず、浜農委4-5号について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、浜農委4-6号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、浜農委4-7号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、浜農委４－８号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、浜農委４－９号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、浜農委４－５号を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、浜農委４－５号は、原案のとおり可決されました。

次に、浜農委４－６号を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、浜農委４－６号は、原案のとおり可決されました。

次に、浜農委４－７号を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、浜農委４－７号は、原案のとおり可決されました。

次に、浜農委４－８号を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、浜農委４－８号は、原案のとおり可決されました。

次に、浜農委４－９号を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

整理番号1は、以前から〇〇〇〇氏から〇〇〇〇氏に賃貸借していた土地であり
売買するにあたり、引き続き適正に管理されると思いますので許可することに問題
ないと思います。

整理番号2は、以前から〇〇〇〇氏から〇〇〇〇氏に賃貸借していた土地であり
売買するにあたり、引き続き適正に管理されると思いますので許可することに問題
ないと思います。

議 長 ありがとうございます。
次に、整理番号3について、5番百々委員お願いします。

百々委員 補足説明を行います。
整理番号3は、鹿を放牧するためのもので柵で囲み利用するとのこと
農地を無駄なく使用することができると思いますので許可することに問題ない
と思います。

議 長 ありがとうございます。
次に、整理番号4について、2番押切委員お願いします。

押切委員 補足説明を行います。
整理番号4は、〇〇〇〇氏から〇〇〇〇〇〇〇〇に賃貸借し、採草地として使用
するとのことなので許可することに問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。
それでは、これから議案第2号の質疑を行います。
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

農政係長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第4条第1項では、「農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。」とする農地転用の制限が規定されております。

また、同条第2項及び第3項の規定では、「農地転用の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を經由して、都道府県知事に提出しなければならない。農業委員会は、申請書の提出があったときは、当該申請書に意見を付して都道府県知事に送付しなければならない。」とされております。

本案は1件の許可申請でございますが、整理番号1の申請者は、茶内東〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏で、経営規模拡大により新たに機械庫を建設するもので、現有施設との効率利用を考慮し、関係農地〇筆、面積〇〇〇〇〇㎡を永久転用しようとするものでございます。現地調査につきましては、嵯峨委員、新井委員、妹尾委員、事務局2名により、〇月〇〇日に実施しております。

なお、本案については北海道知事の許可事案となることから、別記第2号様式で定める意見書を付して知事に送付しようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては長島主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

長 島 主 事 (説明あるも省略)

議 長 質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。調査委員の方々、何かありませんか。

各 委 員 (なしの声)

議 長 特にないようなので、これから、議案第3号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第3号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第4号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。

提案の理由を事務局より説明させます。

農 政 係 長 議案第4号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第18条第1項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。」と規定されており、同項第2号にお

いては、「ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」とされており。

また、同条第6項では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」と規定されており。

本案は、2件の届出でございますが、整理番号1は、姉別南〇線〇〇〇番地、〇〇〇氏が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は姉別南〇線〇〇〇番〇ほか〇筆、面積〇万〇〇〇〇〇m²、契約期間は令和〇年〇〇月〇〇日から令和〇年〇〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により令和〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。

整理番号2は、姉別南〇線〇〇〇番地、〇〇〇氏が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は姉別南〇線〇〇〇番〇ほか〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇〇m²、契約期間は令和〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により令和〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、長島主事より説明させていただきますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

長 島 主 事 (説明あるも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第4号の質疑を行います。
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第5号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出についてを議題とします。

提案の理由を事務局より説明させます。

農 政 係 長

議案第5号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申し出または農用地の所有者から利用権の設定等について、あつせんを受けたい旨の申出があった場合には、それらの申し出の内容を勘案して認定農業者または認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされております。

本案は、売買1件、賃貸借1件による利用権設定の申出でございますが、整理番号1は、姉別南〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏より、所有農地〇〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇〇㎡について、売買による所有権の移転申出、

整理番号2は、厚陽〇〇〇番地、〇〇〇〇氏より、所有農地〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇〇〇〇㎡について賃貸借による利用権の設定申出でございますが、以上の調整に係る調整委員のご指名について審議をお願いするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては長島主事の方から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

長 島 主 事

(説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから議案第5号の質疑を行います。

まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、調整委員の指名を行います。お諮りします。
調整委員の選出については、議長からの指名ということにしたいと思います。
よろしいでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議がないようですので、私の方からご指名させていただきます。
整理番号1については、農地部会の方々をお願いしたいと思いますが、よろしい
でしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
それでは、ただいま指名した方々に調整をお願いいたします。
次に整理番号2については、農地部会の方々をお願いしたいと思いますが、よろ
しいでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
それでは、ただいま指名した方々に調整をお願いいたします。

農政係長 日程第14 議案第6号 農用地利用集積計画作成要請についてを議題としま
す。提案の理由を事務局より説明させます。

農政係長 議案第6号 農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を
御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関

係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

本案は所有権移転3件、賃貸借6件の農用地利用集積計画書の作成要請でございますが、整理番号1～2は、〇〇〇氏からの所有権移転で、整理番号1の対象地は茶内基線〇番〇、〇筆、面積〇万〇〇〇〇〇m²、この土地を茶内基線〇〇番地、〇〇〇氏に所有権移転による権利の設定、

整理番号2の対象地は、茶内基線〇番〇、〇筆、面積〇万〇〇〇〇〇m²、この土地を茶内東〇線〇〇番地〇、〇〇〇〇氏に所有権移転による権利の設定、

整理番号3は、〇〇〇〇氏からの所有権移転で、対象地は、姉別基線〇〇〇番ほか、〇〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇〇m²、この土地を茶内栄〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇に所有権移転による権利の設定、

整理番号4は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇からの賃貸借で、対象地は、茶内西〇線〇〇番、〇筆、面積〇万〇〇〇〇〇m²、この土地を、茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定、

整理番号5～9は、〇〇〇氏からの賃貸借で、整理番号5の対象地は、茶内西〇線〇〇〇番〇、〇筆、面積〇万〇〇〇〇m²、この土地を茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定、

整理番号6の対象地は、茶内西〇線〇〇〇番〇ほか〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇〇m²、この土地を、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定、

整理番号7の対象地は、茶内西〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇〇〇〇m²、この土地を茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定、

整理番号8の対象地は、茶内西〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇〇m²、この土地を茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定、

整理番号9の対象地は、茶内西〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇〇〇〇〇m²、この土地を茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定をしようとするものでございます。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、概略につきましては長島主事より説明させていただきますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

農政係長

(説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第6号の質疑を行います。本案については、整理番号3と4で〇〇〇〇委員が、整理番号9で私が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、先に整理番号1と2、整理番号5から8の審議を行い、その後、整理番号3と4の審議を行い、最後に整理番号9の審

議を行いたいと思います。

まず整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号6の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号7の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号8の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。

整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号5を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号6を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号7を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号7は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号8を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号8は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号3と4の質疑を行います。〇〇〇〇委員につきましては、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇〇〇退席)

それでは、これから、整理番号3と4について、質疑を行います。
まず、整理番号3について、質疑ありませんか

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号3を採決いたします。お諮りします。
整理番号3は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。

(〇〇〇〇入室)

次に、整理番号9の質疑に入りますので、私は、ここで退席いたします。
退席後の議事進行につきましては、嵯峨職務代理が取り進めますので、よろしく
お願いいたします。

(会長退席)

職務代理 それでは、引き続き、会議を行います。
これから、整理番号9の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

職務代理 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号9を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

職務代理 異議なしと認めます。
よって、整理番号9は、原案のとおり可決されました。

(会長入室)

議長 日程第15 議案第7号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・

評価について、日程第16 議案第8号 令和4年度最適化活動の目標の設定等については、関連がありますので、一括して議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

農政係長

議案第7号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、議案第8号 令和4年度最適化活動の目標の設定等については、関連がありますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律第37条の規定では、「農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。」とされており、農業委員会総会において、毎年度の目標とその達成に向けた活動計画と活動の点検・評価の内容を決定し、市町村のホームページ等を活用し、インターネットで公表することとなっております。

今回ご提案した議案第7号につきましては、昨年5月の第10回総会で決定した令和3年度の活動計画について、その点検と評価を行うものですが、この結果を基に、議案第8号において令和4年度の最適化活動の目標を定めていくこととなります。内容といたしましては、「担い手への農地の利用集積・集約化」、「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」、「遊休農地に関する措置」、「違反転用への適正な対応」などについて、活動の点検・評価を行い、次の目標設定を定めるものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては農政係長より説明しますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長

(説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第7号の質疑を行います。質疑ありませんか。
5番、百々委員。

百々委員

議案87ページの基本構想水準到達者の意味を教えてください。

農政係長

ただいまの質問にお答えいたします。
令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価を作成する際の数字に関する資料はありますが、詳細については後ほど確認してお答えしたいと思います。

議長

ほかに質疑ありませんか。
1番、嵯峨委員。

嵯峨委員

令和3年度の目標及び実績に関する達成状況の数値が式と違うが直した方がよ

いのではないか。

農政係長 上段の数字を50%、下段の数字を51.63%に修正お願いいたします。

議長 ほかには質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第7号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第8号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第8号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第8号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

日程第17 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

農政係長 次回総会について、6月30日、木曜日、午前10時からを提案いたします。

議長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、6月30日、木曜日、午前10時からということでよろしいでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議

長

異議がないようなので、次回総会日程については、6月30日、木曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に附議された案件は全部終了いたしました。
これで、第21回浜中町農業委員会総会を終了いたします。
ご苦労さまでした。

閉会時刻 午前11時30分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 白川英之

浜中町農業委員会

3番 橋場和幸

浜中町農業委員会

4番 篠原弘